

平成 29 年度

万国津梁産業人材育成事業

【国内外 O J T 派遣研修事業】

公募要領

【公募期間】

平成 29 年 4 月 3 日 (月) ~ 平成 29 年 10 月 27 日 (金) (土日祝日除く)

受付時間 9 : 00 ~ 17 : 00 (12 : 00 ~ 13 : 00 除く)

第 1 次公募 ※公募は締め切りました。

第 2 次公募締切 : 平成 29 年 6 月 2 日 (金)

第 3 次公募締切 : 平成 29 年 8 月 18 日 (金)

第 4 次公募締切 : 平成 29 年 10 月 27 日 (金) (最終締切)

【お問い合わせ先】

公益財団法人沖縄県産業振興公社 海外・ビジネス支援課

担当 : 安里 (あさと)、玉城 (たまき)、鈴木 (隆史) (すずきたかふみ)

小谷 (こたに)、中野 (なかの)

電話 : 098-859-6238 FAX : 098-859-6233

万国津梁産業人材育成事業 公式HP : <http://www.bird-challenge.com/>

沖縄県産業振興公社 公式HP : <http://okinawa-ric.jp/>

* 応募書類はHPよりダウンロードできます。

目次

はじめに-----	2
I 事業について-----	4
1 趣旨	
2 補助対象	
3 補助対象経費	
4 補助期間及び派遣人数等	
II 応募手続き及び選考方法等-----	5
1 応募方法	
2 選考方法について	
III その他-----	8

はじめに

「万国津梁産業人材育成事業」は沖縄県の産業振興基金を財源とし、沖縄県から公益財団法人沖縄県産業振興公社（以下、「公社」という）が受託を受けて行う事業です。補助金を活用されるに当たっての基本事項をご確認の上、申請を行ってください。

補助対象事業者は、補助事業に係る費用の発生にあたっては、価格の妥当性及び適切な経理処理などについて、第三者に対し、合理的に説明・立証する必要があります。したがって、経理担当者と総括責任者間等の連絡を密にし、その取り扱いに注意しつつ、当該事業に係る証拠書類を整理・保管するとともに、資金支出額を明確にしてください。

なお、事業遂行途上発生する諸問題、特に補助金交付申請に記載した事項を変更しなければならない場合には、必ず事前に公社担当者と連絡をとり、相談のうえ、執行するようにして下さい。

1 補助金制度の基本事項

補助金の交付を受けられる補助対象事業者は、誠意をもって補助対象事業を遂行しなければならないことはもちろんですが、公社としても、当該補助金が効果的に活用されるよう必要な条件及び制限等を規定し、指導監督を行い、進捗状況等を沖縄県へ報告します。

補助金の交付に際しては、沖縄県の補助金の交付申請や決定方法について一般的事項を定めた「万国津梁産業人材育成事業(産業振興基金)補助金交付要綱(以下「要綱」という。)」のほか、本事業が沖縄県からの財源を元を実施することから、補助金について基本的事項を定めた「沖縄県補助金等の交付に関する規則(昭和47年沖縄県規則第102号。以下「規則」という。)に準じ、概ね以下のような制約を受けるものとします。

- ① 事業遂行の責任
- ② 補助金の使途の制限
- ③ 経理書類の記載、証拠書類の整理、保管
- ④ 事業計画変更の制限
- ⑤ 事業の中止(廃止)の制限
- ⑥ 各種報告の提出
- ⑦ 事業の成果発表

2 不法行為に対する処分

補助金の交付は、沖縄県が補助事業者に対して反対給付を求めない片務契約ですので、これを受け入れる者に対し、有効かつ適正な使用を求めています。このため、申請・報告等が義務付けられており、特に以下の事項について違反した補助事業者に対しては、規程及び交付決定通知の条件に基づき補助金交付の決定を取り消し、既に交付した補助金の返還を命じることがあります。

- ① 補助事業以外への補助金の使途
- ② 交付決定の内容又は交付条件に対する違反
- ③ 法令又は補助金交付要綱に対する違反
- ④ 当該事業に関する不正、怠慢その他不適当な行為
- ⑤ 当該事業の遂行能力の喪失、及び遂行能力が喪失したと判断された場合
- ⑥ 定められた必要な報告をせず、若しくは虚偽の報告をした場合
- ⑦ 申請書に記載された以外の経費を公社担当者に事前連絡することなく、執行した場合

3 確定検査等

補助金の適正な支出管理を確認するため、証憑類等の検査を行います。必要に応じて現場確認をすることがあります。

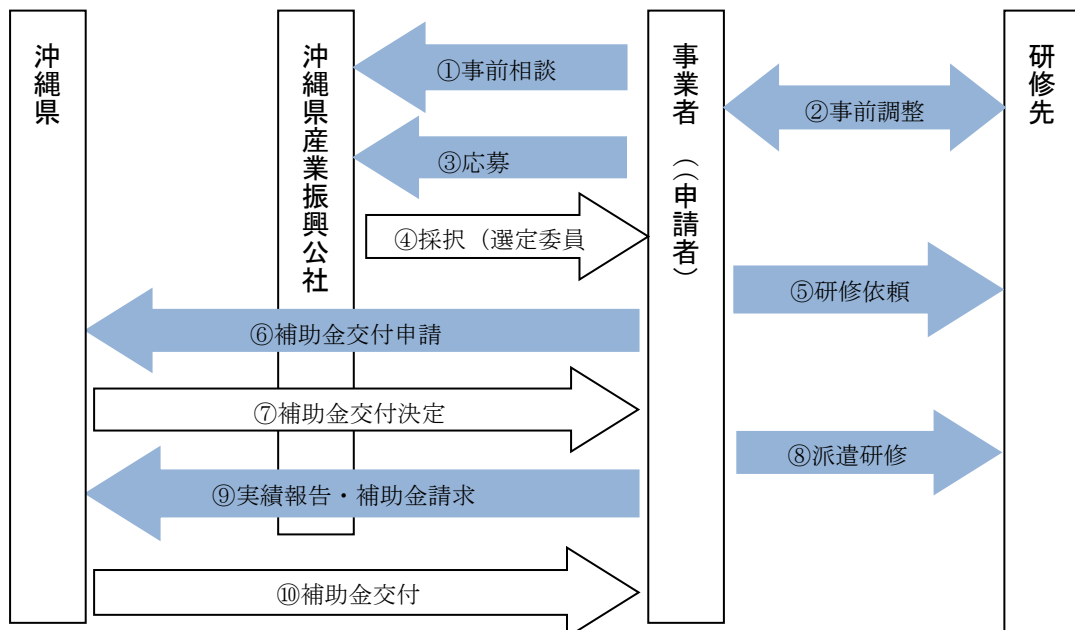
4 OJT 派遣の成果について

研修生及び申請企業は OJT 派遣で得た成果を生かし、自社の海外展開に貢献することが求められます。

5 その他

要領の内容は変更になる場合がありますので予めご了承ください。

【事業フロー図】



I 事業について

1 趣旨

成長著しいアジア等を見据え、沖縄の産業振興に資する高度な専門性と国際性を有する産業人材の育成を図ることを目的に、県内企業等が人材を国内外の企業等へ派遣研修を行う場合、予算の範囲内で費用の一部を補助するものとし、その補助に関しては沖縄県補助金等の交付に関する規則(昭和47年沖縄県規則第102号。以下「規則」という。)及び万国津梁産業人材育成事業(産業振興基金)補助金実施要領(以下「要領」という。)に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

2 補助対象

沖縄の産業振興に資する高度な専門性と国際性を有する産業人材を育成するため、海外展開を目指す県内企業を対象に、企業が必要とするノウハウや知識を習得するため職員を国内外の先進企業等へ研修派遣する費用を補助する。

(注)海外展開とは、以下に例示する企業活動の国際化のことを指すものとする。

- 海外での事業展開や販路開拓
- 海外からの財・サービスの輸入
- 外国企業との取引や業務提携
- 外国人観光客への財・サービスの販売・提供

3 補助対象経費

補助金は、以下の対象経費に対し、企業が自社の旅費規程等に基づき、常識の範囲を超えない妥当な単価により適正に執行され、研修生へ支払った実費額とする。

(1)交通費

①往復航空運賃

沖縄県内を起点とする研修地までの往復の航空運賃(エコノミークラス)、航空賃燃油特別付加運賃(燃油サーチャージ)、航空保険特別料金、空港税等を言う。

(注)ビジネスクラス、プレミアムエコノミー、クラスJなどの航空運賃は補助対象とならない。ただし、同一条件のエコノミークラスの見積書が提出された場合は、見積額及び市場価格、他社路線との比較等を勘案のうえ、妥当と認める額を補助する。

②交通費

ア 研修先最寄りの空港から研修先までの交通費を言う。

イ 当初の研修計画で複数の研修地を移動する場合、その間の移動にかかる交通費も含む。

(注1)ただし、タクシー、グリーン車など特別に付加された経費は除く。

(注2)研修中の宿泊先から研修先までの通勤費、及び現地交通費は含まれない。

(2)海外旅行傷害保険料

(3)宿泊費(スタンダードクラス)

補助上限額：9,800円(1泊あたり)

(4) 研修派遣に伴う代替要員の新規雇用に対する補助

企業が職員を研修派遣する際に、代替要員を雇用した場合、その費用の一部を補助する。ただし、3ヶ月以上の派遣に限る。

①補助額：78,000円(月額)を上限とする範囲内

②必要書類：・「雇用契約書等」の写し

- ・「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」の写し
- ・派遣社員の場合は「派遣契約書」の写し
- ・給与明細書の写し
- ・出勤簿の写し

(注1) 新規雇用とは、派遣決定後に代替要員として雇用された職員を言う。ただし、補助費用は研修期間中のみとする。また、研修期間中であっても、新規雇用者が退職した場合は、退職までの期間とする。

(注2) 月の端数が生じる場合は、上限を超えない範囲内で、日額3,900円で計算する。

【対象経費及び支払いに関する注意事項】

①交通費、海外旅行傷害保険料、宿泊費については、できるだけ安価にできるよう努めること。

②研修後、支払いを証明する証拠書類を提出すること。

(注) 航空券の半券や領収書等の証拠書類を添付すること。外国通貨で表示された領収書等

には、為替レート(原則として支払日のOANDA 為替レート 銀行間相場による

<https://www.oanda.com/lang/ja/currency/converter/>)で日本円に換算した計算書

を添付すること。クレジットカードで支払った場合は、クレジットカード会社の使用明細の抜粋を添付し、換算された日本円で計算すること。

③対象経費支出に伴う消費税及び地方消費税は補助対象とならない。

④振込手数料及び送金手数料は補助対象とならない。

4 補助期間及び派遣人数等

(1) 補助期間

原則として、1ヶ月以上単年度内の派遣とする。

原則として、派遣期間は連続した期間とする。

(注) 原則として、平成30年2月末日までに研修を終えることとする。

(2) 派遣人数

1社における派遣人数は、原則として最大4名とする。

(3) 複数回派遣

原則として、単年度内における同一人の複数回派遣は認めない。

II 応募手続き及び選考方法等

補助を受けようとする申請者は、事前に公益財団法人沖縄県産業振興公社の担当者と相談し、以下の書類を公社へ提出すること。

1 応募手続き

(1) 応募資格

以下の要件をすべて満たす者。

- ① 沖縄県内に本社または主たる事業所を持ち、県内で事業を営んでいる者。
- ② 法人の場合は沖縄県に登記がある者。個人事業者の場合は、県内税務署へ開業届出等および確定申告の届出等をしている者。
- ③ 事業税等を滞納していない者。
- ④ 具体的かつ実現可能性が高い海外展開計画を有する者。
- ⑤ 上記海外展開計画を実現するために必要とされる、自社内では得ることの難しい新たなノウハウや知識の習得を目的とした具体的な研修計画を有する者。
- ⑥ 研修期間中、週間報告書の提出等、研修報告を滞りなくできる者。
- ⑦ 万国津梁産業人材ネットワークの運営に積極的に協力できる者。

(注) 万国津梁産業人材ネットワークとは

万国津梁産業人材ネットワークとは、万国津梁産業人材育成事業に関わる企業や人材が企業の海外展開に関わる様々な情報を公式ホームページやSNS、または交流会を通して発信・交換して、県内企業の海外展開を支援・促進するものとする。

- ⑧ 研修終了後、研修成果を報告会等にて報告できる者。
- ⑨ 研修終了後、アンケート等に協力できる者。

(注1) 主たる研修内容が、営業や派遣先との取引締結など、自社の営業活動の範囲内とみなされる計画は、補助対象にならない。

(注2) 原則として、本社・支社間の派遣は補助対象にならない。

(注3) 補助事業の成果を活用し、沖縄県内で引き続き事業を営む予定であること。

※次の場合は申請できません。

- ① 「沖縄県暴力団排除条例」に規定する暴力団関係者又は社会通念上適正を欠くもの。
- ② 民事再生法又は会社更生法による申し立て等、補助事業の継続性について不確実な状況が存在する者。

(2) 申請書類

- ① 研修申込書(様式1-1)
- ② 研修計画書(様式1-2)
- ③ 補助金内訳書(様式1-3)
- ④ 申込企業概要(様式1-4)
- ⑤ 海外展開事業計画書(別紙様式)

(3) 添付資料

- ① 会社の登記簿謄本
(個人事業者については個人事業の開業等届出書の写し)
- ② 直近の決算書3期分(損益計算書、貸借対照表)
(個人事業者については直近の確定申告書3期分)
- ③ 直近の法人税(証明書の種類「その3」)、法人事業税・法人県民税の納税証明書
(個人事業者については所得税、個人事業税、住民税の納税証明書)
- ④ その他指示のある資料

※法人の場合は登記事項全部証明書及び沖縄県内税務署及び県税事務所発行の納税証明書により、県内所在であることと、事業税等の滞納がないことが確認できること。

※個人事業者の場合は、県内税務署に提出した個人事業の開業・廃業等届出書の写し及び沖縄県内税務署及び県税事務所、市町村発行の納税証明書により、県内所在であることと、事業税等の滞納がないことが確認できること。

※法人税、所得税は税務署、法人／個人事業税は県税事務所、住民税の納税証明書は各市町村役場にて取得できます。

(4) 募集人員

概ね37人程度

(5) 研修先

研修先は原則として申請者により確保すること。研修先が確保できない場合、または未定の場合は応募前に会社に相談のこと。

(6) 公募期間

平成29年4月3日(月)～平成29年10月27日(金)(土日祝日除く)
9:00～17:00(12:00～13:00除く)

第1次公募 ※公募は締め切りました。

第2次公募

締切: 平成29年6月2日(金)
選定委員会: 平成29年6月22日(木) 予定

第3次公募

締切: 平成29年8月18日(金)
選定委員会: 平成29年9月7日(木) 予定

第4次公募

締切: 平成29年10月27日(金)(最終締切)
選定委員会: 平成29年11月16日(木) 予定

(7) 提出先

公益財団法人沖縄県産業振興公社 海外・ビジネス支援課
住所: 那覇市小禄1831番地1 沖縄産業支援センター4F
電話: 098-859-6238 FAX: 098-859-6233
担当: 安里(あさと)、玉城(たまき)、鈴木(隆史)(すずきたかふみ)
小谷(こたに)、中野(なかの)

(8) 応募書類等に記載された個人情報の利用について

- ① 公社は、平成17年4月1日に施行された「沖縄県個人情報保護条例」(平成17年3月31日条例2号)を準用し、個人情報を取り扱う際には、適正な収集・利用・管理を行う。
- ② 研修生の氏名、性別、職業、肩書、所属、研修内容の一部等の情報は、当該事業の実績報告書、実績一覧、ホームページ等において公表することがある。
- ③ 研修生の氏名、性別、職業、肩書、所属、研修内容の一部等の情報は、当該事業または沖縄県の広報のため、報道機関に提供することがある。また報道機関等からの取材への協力を依頼することがある。
- ④ 事業終了後に、当該事業に関するフォローアップのためのアンケートを依頼することがある。
- ⑤ 申請書に記載された連絡先に、当該事業の他の研修等についての連絡や各種案内を送ることがある。

2 選考方法について

(1) 選考方法

申請された書類について、事務局による要件審査とヒアリングを行い、公社が設置する外部有識者等により構成する選定委員会において選考を行う。

選定委員会の開催日時は、書類選考で採択された申請者に通知する。

選定委員会では、原則として研修予定者によるプレゼンテーションを行う。

なお、選考は非公開で行いますので、選考の経過に関する問い合わせには応じられませんので、ご了承ください。

(2) 結果通知

選定委員会での採択結果は申請者に文書にて通知するとともに、公社ホームページ等にて公表する(採択結果についての問い合わせには応じられません)。

(3) 応募辞退

選定委員会で採択された申請者が、応募を辞退する場合は、応募辞退届を公社に提出するものとする。

(4) 採択の取り消し

申請内容の虚偽、補助金の重複受給が判明した場合は、採択決定後であっても採択を取り消す場合があります。

Ⅲ その他

- (1) 当該事業に係る各提出書類及び証憑類等は、事業終了後5年間整理・保管すること。

この要領に定めるもののほか、事業の実施に際し疑義が生じた場合は、その都度、県と公益財団法人沖縄県産業振興公社が協議して定めるものとする。